

## 第4回 一般事業主行動計画

2020年4月1日

三幸株式会社

社員がその能力を発揮できるよう、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020年4月1日 ～ 2023年3月31日までの3年間

### 2. 内 容

- |   |
|---|
| <p>目標 1. 2013年10月に設定した、本社・各部支店・営業所勤務社員のノー残業デーを継続し所定外労働時間を削減する。<br/>また、所定外労働時間の抑制を促すために、全社員の所定外労働実績の状況を把握し、長時間労働となる社員の勤務状況を社内に開示する。</p> <p>目標 2. 有給休暇の利用を促すために、全社員の有給休暇の消化状況を調査し、所属部門ごとの消化率を社内に開示する。</p> |
|---|

#### <対策>

- 毎月の給与計算後に、全社員（本社・各部支店・営業所勤務以外を含む）の所定外労働実績の状況を把握し、1カ月に45時間超の所定外労働があった社員の勤務状況を社内に開示する。
- 計画期間の半期末ごとに、全社員（パート社員を含む）の有給休暇の消化率を調査し、部門ごとの1年あたりの平均消化率を社内に開示する。

以上